

<報告 自治公民館への新規加入について>

倉吉市は、令和 4 年 4 月に「倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例」を施行し、市民の自治公民館への加入等を努力義務として位置づけました。

福庭地内でも、新規宅地造成により新たな公民館加入者が増加傾向にあります。

新規公民館加入者への対応について、下記のとおり定めます。

【班長の役割】

班内で新規居住者が生じた場合は、公民館への加入、ゴミ集積場の利用等の必要な情報を提供するとともに、新規居住者の情報（氏名、住所、家族数等）の情報を収集し、総務部長に報告する。

【総務部長の役割】

班長からの情報に基づき、班別住民名簿を更新し、館長へ報告する。

【館長の役割】

班別住民名簿を確認し、住民数のバランスから班編制の変更が必要な場合は、関係者と協議のうえ班編制の変更を行う。

【根拠条例】

倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例

（市民の役割）

第4条 市民は、一人ひとりが地域の一員であり、地域における安全・安心で快適な暮らしのために自治公民館が中心的な役割を果たしていることを理解し、自治公民館への加入等に努めるものとする。